

●けんしんの種類と内容

※全てのけんしんには、問診があります。

※がん検診については、職場などで各がん検診を受ける機会がない人が受診できます。

※福山市に住所を有することが確認できるもの（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど）を受付で見せてください。

※身体の状態により、受けられない場合もあります。けんしん実施医療機関でご相談ください。

けんしんの種類	検査内容	対象者 (けんしん当日の年齢)	けんしん費用 (自己負担額)					
			個別けんしん		集団けんしん			
			69歳以下	70歳以上	69歳以下	70歳以上		
生活習慣病予防健診	特定健康診査 (受診券が必要です)	今年度中に 40歳～75歳になる人で、 特定健康診査受診券を持つ人 →ご加入の医療保険者が発行します。	各医療保険により異なります。特定健康診査受診券などで自己負担額を確認してください。 福山市国民健康保険の人の特定健康診査受診券は5月頃に送付します。自己負担額は無料です。					
	後期高齢者健康診査 (受診券はありません)	75歳以上の人など、 後期高齢者医療被保険者証を持つ人	無料 ※受診券はありません					
がん検診	大腸がん検診	便潜血検査 (肉眼ではわからない便中の血液をみつけ、消化管からの出血を調べる検査)	40歳以上の人	500円	200円	500円	200円	
	肺がん検診	胸のX線検査 ☆次に該当する人は、検診日に喀痰検査が受けられます。 ①50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上の人 ②アスベスト関連スクリーニングにおいて必要な人	40歳以上の人	700円 (喀痰検査は追加800円)	400円 (喀痰検査は追加300円)	500円 (喀痰検査は追加500円)	200円 (喀痰検査は追加200円)	
	胃がん検診	X線検査	造影剤(バリウムと発泡剤)を飲み、胃の粘膜などをみるX線検査	40歳以上の人 (X線検査または内視鏡検査のどちらか一つしか受診できません。)	2,700円	1,000円	1,000円	300円
		内視鏡検査	先端にレンズをつけた細長い管を、口または鼻から挿入し、胃の粘膜などを直接みる検査 ※眠って行う検査は、市の検診の対象とはなりません。	※内視鏡検査は、胃全摘術後の人など、受診できない人がいますので、詳しくはかかりつけの医療機関へお問い合わせください。	4,000円	1,400円	個別けんしんのみ	
	乳がん検診	乳房のX線検査 (マンモグラフィ検査)	40歳以上の女性 (前年度福山市乳がん検診を受けていない人)	1,800円	800円	1,500円	500円	
	子宮頸がん検診	子宮頸部や膣の視診・内診、細胞の検査	20歳以上の女性 (妊娠中の人は妊婦健診で行う。) ※子宮全摘術後の人は、かかりつけの医療機関にご相談ください。	1,500円	700円	1,200円	300円	
その他の検診	骨粗しょう症検診	腕のX線検査またはかかとの超音波検査による骨密度測定	40・45・50・55・60・65・70歳の女性(検診当日の年齢)			600円	200円	
	結核定期健康診断	胸のX線検査	65歳以上の人			無料	無料	
	肝炎ウイルス検診	血液検査でB型・C型肝炎ウイルスの感染の有無を調べる検査	今年度40歳以上になる人で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	1,400円	400円	700円	300円	
検歯診の	歯周病検診 (噛ミング検診)	口腔内検査	40・50・60・70歳の人 (検診当日の年齢)※治療中の人は除く。	500円	300円	500円	300円	

次の人はけんしん費用が無料になります。
※受付でいずれかの証明書を見せてください。

市民税非課税世帯の人(次のいずれか)

- 市民税非課税世帯の証明「証明書(医療機関用)」
[発行場所] 市役所税制課、各支所(税証明担当)、分室・分所および税証明を発行できる公民館(公民館の受付は午前9時から正午まで)
[発行に必要なもの] 来庁者の本人確認ができるもの(健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど)
※必ず「健康診査用の証明」を申請してください。手数料は無料です。
※原則として本人申請(同じ住民票にいない親族が申請する場合は、委任状が必要)
※証明書1枚を複数の医療機関で使用できます。(医療機関で確認後、返却されます。)
- ◆市民税非課税世帯の証明書は、1月1日現在の居住地での証明が必要です。1月2日以降に福山市に転入された場合は、健康推進課までご相談ください。

- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
※後期高齢者医療被保険者証を持っている人で、市民税非課税世帯の人が申請した場合、交付されるものです。
[申請場所] 市役所保険年金課・各支所(市民サービス課)

生活保護を受けている人

- 休日・夜間等受診票
[発行場所] 市役所生活福祉課、松永・北部・東部・神辺支所の保健福祉課
※各地区担当員(ケースワーカー)に連絡してください。

※特に記載がないものについては対象年度に1回のみ受けられます。同じ年度内に重複受診された場合は、費用を全額お支払いいただくことになります。ご注意ください。

※福山市のけんしん(結核定期健康診断を除く)は、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)におけるまたは領収書が必要になりますので、申告されるまで保管しておいてください。なお、セルフメディケーション税

一定の取組に該当します。確定申告または市・県民税の申告の際、同制度の控除を受ける場合はけんしんの結果票、制につきましては、国税庁または福山市(市民税課)のホームページをご覧ください。

けんしんを受けよう 1P

種類と内容

3P

けんしんの受け方 5P

個別けんしん医療機関 7P

集団けんしん日程表 13P

けんしんを受けよう 1P

種類と内容

3P

けんしんの受け方 5P

個別けんしん医療機関 7P

集団けんしん日程表 13P